

【 G区 洋型墓石専用墓地 】
洋型墓石のみ建てることのできる区画です。

根 来 公 園 墓 地 使 用 者 募 集 要 領

今回の募集は、別図指定区画の中から希望個所をお申込みいただき、随時区画決定していきます。抽選ではございません。

1 墓地の名称および場所

名 称 根来公園墓地
所在地 岩出市根来 2222 番 1

2 墓地の区画位置および区画数

1 区画あたり 4 m²（間口 1.6m × 奥行 2.5m）
募集区画数 G 区 あ・い・う・え・お・か列 72 区画

※平成 28 年 9 月現在

3 使用料

¥497,500 円（使用許可申請時に一括納付していただきます。）
※墓地区画及び付帯施設を無期限に使用していただくための料金です。

4 施設維持分担金

¥120,000 円（使用料とともに一括納付していただきます。）
※墓域および周辺の共同部分を維持管理するための費用です。
※施設維持分担金には、消費税及び地方消費税が含まれています。
※使用開始年度から 15 年分の施設維持分担金として納付していただきます。
なお、16 年以降の施設維持分担金については適切な時期に再検討を行い決定します。

5 受付期間及び場所

～随時受付中～

受付場所 岩出市役所 事業部 産業振興課
TEL : 0 7 3 6 - 6 3 - 5 8 4 0

6 申込資格

- (1) 申し込み時点において、岩出市に住所又は本籍を有し、1年以上経過している方
- (2) 使用区画決定後、1ヶ月以内に使用料および施設維持分担金を一括納付出来る方

※区画数限定 現在、住所又は本籍に関係なくお申込みいただけます。

7 申込方法

下記「8 申込に必要な書類」をご持参のうえ、産業振興課でお申込み下さい。

使用者本人又はご家族の方が直接お申し込み下さい。

申込用紙は産業振興課でお受取下さい。

申し込み時に希望する区画を1つだけ**必ず**お申し出下さい。

販売区画は現地に表示しています。区画番号を確認のうえ申込んで下さい。

なお、区画番号はアルミプレートで標記していますが、多少の誤差はございます。予めご了承下さい。

※ 郵送での申込み受付や電話での予約はいたしません。

8 申込に必要な書類

- (1) 根来公園墓地申込書（様式第1号） 産業振興課窓口でお受取下さい。
- (2) 印鑑
- (3) 本籍および住所を証明する書類
 - ※ 申し込みされる方ご本人の**住民票**で、記載事項を省略していないもの。
(申込日から3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ※ 申込資格が本籍地のみ有している方は、戸籍抄本を併せて提出して下さい。

9 選考方法

- (1) 別図指定区画の中から空いている希望個所をお申込みいただき、随時区画決定していきます。(区画別募集)

10 申込上の注意事項

- (1) お申し込みされる方（申請者）は、墓地等の祭祀を主宰する方で、墓地の使用者となる方に限ります。
- (2) 墓地の申込は、**1世帯1区画**に限ります。同一世帯から複数の申し込みをすることは出来ません。
- (3) お申し込みは、**使用者本人又はご家族の方が直接**行なってください。
郵送でのお申し込みはできません。
注意！：行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法違反となる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 墓地区画決定後の**変更はできません**。
- (5) 次のような場合、関係する申し込みをすべて無効とします。
 - ア 同一世帯で複数の申し込みをおこなった場合。
 - イ 申込書等に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 申込後、住民票の提出のない場合。
 - エ 申込後、住民票確認のうえ申込資格に適合しない場合。
- (6) 根来公園墓地に関する区画決定や使用許可及び権利などは第三者に譲渡、転貸することは出来ません。

お間違えなく！

根来公園墓地の販売は、宅地販売のように「分譲」するものではありません。墓地区画を、使用許可を得た方のみに、期間を限定せずにお貸しすることになります。

土地の取得ではありませんので、土地の所有権移転やその他権利の設定などの登記は行いません。したがって「不動産取得税」や「固定資産税」も課税されません。

1 1 墓地使用までのながれ (太字の項目は申込者が行う手続きです)

1 募集公示

2 申込書の提出

申し込み時には必ず希望区画を選んでください。

注意！：区画決定後の変更は出来ません。

希望区画をお決めになる前に必ず現地をご確認ください。

3 区画決定通知

使用許可申請書、使用料・施設維持分担金の納付書をお送りします。

4 使用料・施設維持分担金納付

使用区画決定後約 1 ヶ月以内

指定期限内に必ず納付してください。

必ず市役所の出納窓口でお支払いになり、「納入書原符」と「納入通知書兼領収証書」をお受け取りください。

5 墓地使用許可申請

使用区画決定後約 1 ヶ月以内

4 の「納入書原符」を添付して、期限内に必ずご提出ください。

期限内に申請がない場合、区画決定を無効とします。

6 使用許可証交付

使用区画内に工作物を設置する場合は、工作物等設置(改造)申請が必要になります。

1 2 墓地使用上の制限

根来公園墓地ではご使用いただくうえでの一定の制限を設けております。

また、今回の募集区画は、**洋型墓石専用墓地区画**です。

建てることのできる墓標は洋型墓石のみとなり、寸法等についても制限を設けておりますのでご注意ください。

(1)墓標等の設置に関する制限

- ① 墓標、その他の工作物の寸法は、別図記載の数値以内とする。
- ② 別図点線の範囲内には、花立て、ろうそく立て、線香立て、水鉢、献花台等を設置することができる。
- ③ 墓標最端部と背後境界線との間隔は、0.5m 以上あけて設置すること。
ただし、塔婆立のみ設置することができるが、容易に取り外しができる等、簡易な構造であり、高さは 1.0m以内とすること。
- ④ 工作物は、隣地境界線から 5cm 以上控えなくてはならない。
- ⑤ 植栽は芝草類以外の植物を植えてはならず、他の区画または墓園の施設の迷惑にならないように、使用者において十分管理を行うこと。
- ⑥ カロート（納骨室）を地中に設ける場合は、カロート内に浸水する可能性のあることを十分理解し、使用者において責任を持つこと。

※ 高さは墓地地盤面（墓地区画間口中心における、前面通路の舗装止め天端の高さとする。）を起点とします。

(2) 墓地にふさわしくないと管理者が判断したものは設置できません。

また、別図に記載のない項目については、係員と相談し指示を受けてください。

(3) 鳥獣被害防止のため、飲食物をお供えした場合は必ず当日中にお持ち帰りください。

その他規則がございますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ

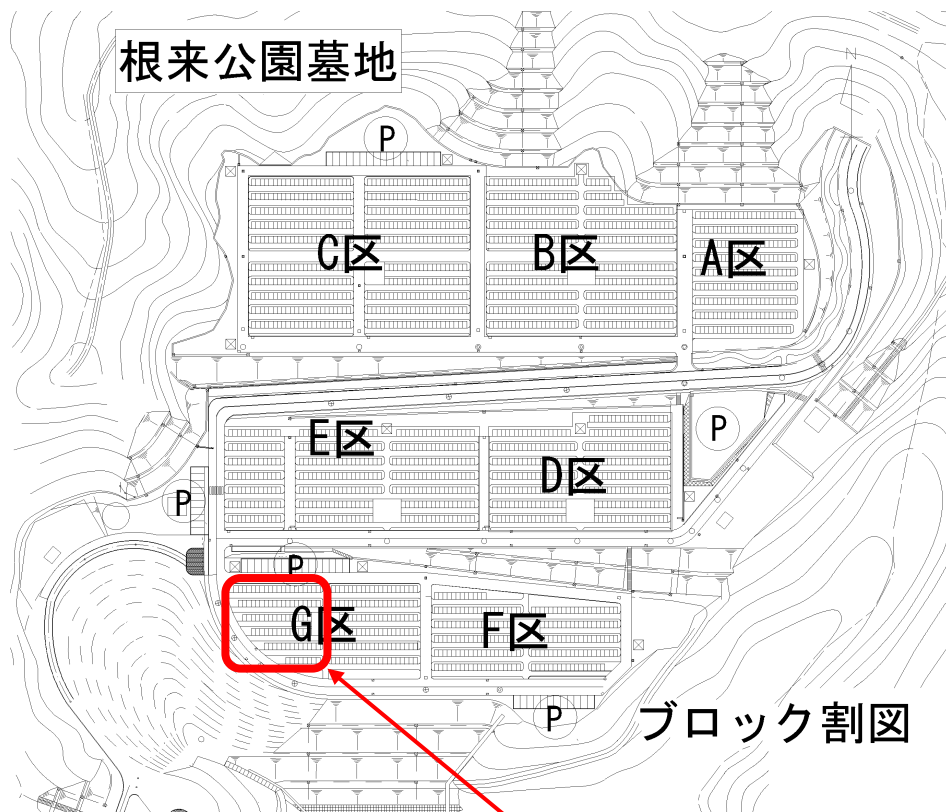
岩出市役所 事業部 産業振興課

電話 0736-63-5840

開庁時間 月～金曜日

午前 8 時 45 分から

午後 5 時 30 分まで



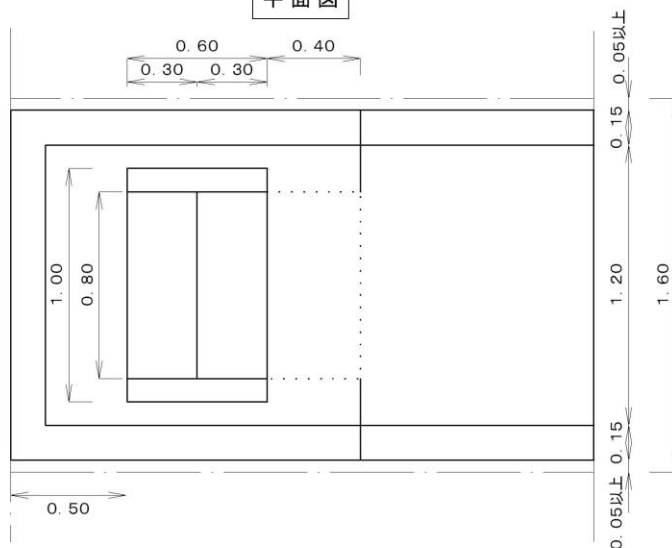
洋型墓石専用墓地区画
G区 あ～か 列のうち 72 区画

※ 今回の募集は空いている区画の中から希望個所をお申込みいただき、
随時区画決定していきます。抽選ではございません。

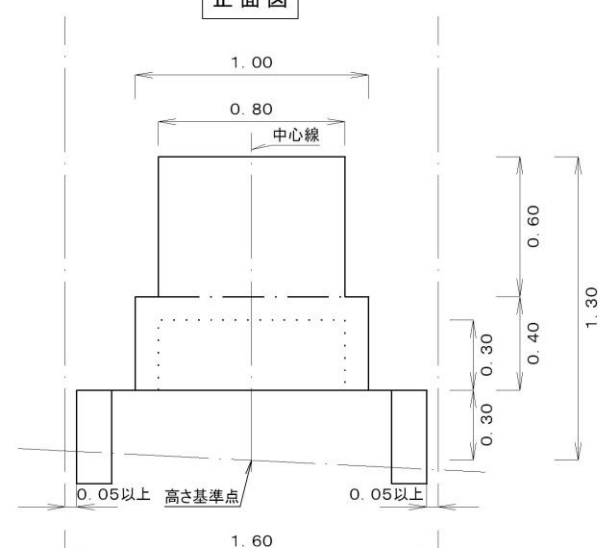
別図

岩出市営 根来公園墓地

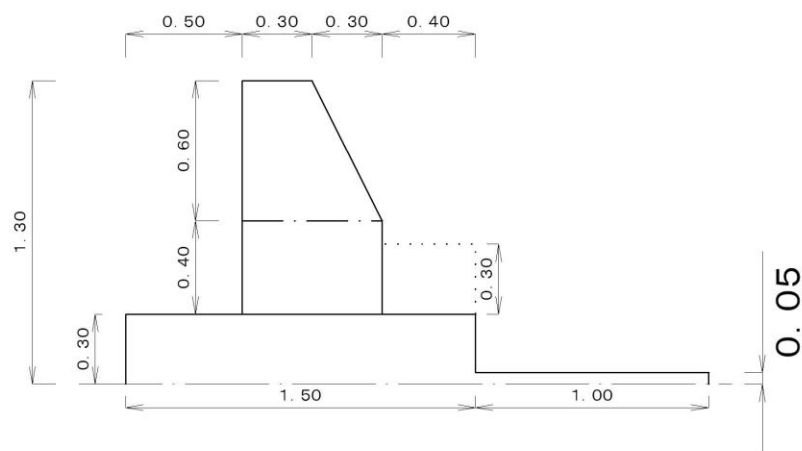
平面図



正面図



側面図



洋型墓石専用区画 制限事項

- 1 墓石寸法は、図面記載の数値以内とする。(単位:m)
- 2 点線の範囲内には、花立て、ろうそく立て、線香立て、水鉢、献花台等を設置することが出来る。
- 3 霊標、墓誌等を設置する場合その寸法は、高さ(基準点から)0.8m、幅0.8m、厚み0.2m(幅、厚みは脚、台等を含む)以内とし、巻き石、囲障より内側に設置すること。
- 4 五輪塔、水子地蔵等を設置する場合その寸法は、高さ(基準点から)0.8m、幅0.3m、奥行0.3m(幅、奥行は脚、台等を含む)以内とし、巻き石、囲障より内側に設置すること。
- 5 墓石背後には塔婆立てのみ設置することが出来る。ただし容易に取り外しが出来る簡易な造りとし、高さ(基準点から)1.0m以内とする。
- 6 カロート(納骨室)を地中に設ける場合は、カロート内に浸水する可能性のあることを十分理解し、使用者において責任を持つこと。
- 7 墓地内には、芝草類以外の植物を植えてはならない。
- 8 墓地内に芝草類を植える場合は、他の区画又は墓園の施設の迷惑とならないように、使用者において十分管理を行うこと。
- 9 この図面に記載のない項目は、係員と相談し指示を受けること。